

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

旧伊達宗勝一関藩領村落における寛文一三年検地帳
の分析：西磐井郡下黒沢村の事例を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲松, 朋子, Inamatsu, Tomoko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000416

旧伊達宗勝一関藩領村落における寛文一三年検地帳の分析

— 西磐井郡下黒沢村の事例を中心に —

稲松 朋子

はじめに

仙台藩では、文禄・慶長・元和の検地を経て、寛永一七年（一六四〇）に領内総検地が実施された。⁽¹⁾この寛永検地により、仙台藩における支配体制の基礎が確立したとされる。また寛永検地は仙台藩における唯一の総検地であり、⁽²⁾この時に作成された検地帳は、以後の農村支配における基礎資料とされた。同藩において検地は、寛永検地以降も実施されたが、そのほとんどが新田検地の実施であった。そして、寛永検地帳に記載された耕地を「本地」とし、新田検地帳に記載された耕地を「新田」と位置付けていた。

しかし、実際には新田検地のみでなく、寛永検地で記載された耕地を含めた一村全てが再検地される事例も存在した。先行研究では、「それ以後（筆者註：寛永検地以後）でも何かの事情で一村全部が検地を受け直した時は、その土地は本地となるがそうした例は実際は余り発見されない」⁽³⁾と指摘されており、また、検地が実施された根拠として寛文六年（一六六六）の法令「一、一村一字御竿入直之所ハ、如兼而之新田も本地ニ直可被申、勿論始而御竿相入候新田ハ可為新田事」⁽⁴⁾があげられている。

寛永検地以後に一村全てが対象となった検地としては、管見の限り次のような事例が確認できる。開発が検地実施の背景とされる寛文七年（一六六七）の桃生郡矢本村検地帳⁵⁾、家中の帰農の問題を含むとされる寛文一二年（一六七二）の柴田郡船岡村検地帳⁶⁾、そして、本稿で対象とする旧伊達宗勝一関藩における寛文一三年（一六七三）検地帳である。

しかし、こうした寛永検地以後の一村単位での再検地の意義については、未だ十分な議論がされているとは言い難い。一村単位での再検地の存在は、仙台藩の検地のあり方を考える上でも留意すべきものであり、どのような背景で検地が実施されたかを明らかにすることにより、対象とされた地域の理解にもつながるものと考ええる。

そこで、本稿では、旧伊達宗勝一関藩に遺存する寛文一三年検地帳に焦点をあて、その意義について検討を進めていく。その際、主な事例として、寛文一三年以外の検地帳も多く遺存し、寛文一三年検地帳の内容が明瞭になる西磐井郡下黒沢村を取り上げる。また、検討の過程において、主に検地帳に散見される「本新田」についても言及していく。以下本稿では、寛永検地以後に実施された一村単位での再検地を「一村再検地」とよぶ。

一 分析対象の概要と問題の所在

(一) 伊達宗勝一関藩と下黒沢村検地帳

まず一関周辺の支配の概要についてみていく。⁷⁾伊達宗勝一関藩の成立時期は、幕府より仙台藩主亀千代の後見人に指名され、仙台藩へ三万石の分知が命ぜられた万治三年（一六六〇）とされる。⁸⁾領地については、一関周辺を一円支



図1 寛文13年検地帳が遺存する村

注：ベースマップは国土地理院発行20万分1地勢図「一関」（平成25年発行）を使用。ゴチックは近世村をあらわす。近世村の位置については、伊藤玄三監修『絵で見る古里一関郷村絵図』（岩手日日新聞社、2003年）、一関市博物館編『地を量る一描かれた国、町、村』（一関市博物館、2013年）をもとに作成。

配するに至ったのであるが、宗勝は一関藩成立以前より一関周辺に領地を有していたことが指摘されている。⁹⁾ 寛文一一年（一六七二）に「伊達騒動」に関わった人物として宗勝は幕府より土佐への配流との裁定がくだされ、一関藩も廃藩となった。一関藩の旧領および家臣については本藩が没収したとされる。¹⁰⁾ そして、天和二年（一六八二）に田村一関藩が成立し、以後、幕末まで同藩の支配となる。田村氏は宗勝一関藩の領地を踏襲したのではなく、両者の領地には相違がある。

田村氏の領地は仙台藩と混在するかたちで設定されており、宗勝のような一円支配には至らなかった。¹¹⁾ 以下本稿では万治三年以降の伊達宗勝一関藩を宗勝一関藩、天和二年以降の田村氏による一関藩を田村一関藩とよぶ。

次に、下黒沢村の検地帳概要についてみていく。

下黒沢村は東方と西方から成る村であり、この

表1 下黒沢村検地帳概要

和暦 (西暦)	月日	表題	原冊	現冊	實高(實・文) ※①②は筆数				名請人 (人数)	記載事項	その他
					田	畑	屋敷	合計			
① 正保2 (1645)	3月18日	西岩井之内下黒沢村新田御検地野帳	1	1	2	85	1	88	本百姓(1) 兵部太輔殿家中 相原喜兵衛(1)	〇〇起 起年(寛永 20、正保元、 正保2年) 地目・等級 間数 名請人	1筆を除 き全て新 田、御蔵 入、兵部 太輔殿御 抱。
② 万治元 (1658)	極月22日	西岩井之内下黒沢村新田御検地野帳	4	1	25	37	3	65	新百姓(7) 家中成田又左衛 門(1)	字名 地目・等級 間数 名請人	冒頭に 「一字伊 達兵部太 輔殿分」 の記載あり
③ 寛文13 (1673)	4月26、 27日	磐井郡西 岩井下黒 沢村御検 地帳(天 明元年 写)	19	13	97.512	26.836	畑貴高 に含む	124.348	本百姓(69) (内、新百姓24) 町(10) 町新百姓(2) 町山伏(1) 御足輕(80) 肝入(1)	字名 地目・等級 間数 面積 貫高 名請人	名寄形式 「本新田」 記載あり
④ 寛文13 (1673)	4月26、 27日	磐井郡西 岩井(之 内)下黒 沢村新田 御検地帳 (天明元 年写)	7	5	8.350	6.360	畑貴高 に含む	14.710	本百姓(68) (内、新百姓33) 町(21) 浦町(1) 町新百姓(6) 町山伏(1) 御足輕(2) 肝入(1) 寺(1)	字名 起年(寛文 4～13年) 地目・等級 間数 面積 貫高 名請人	名寄形式
⑤ 延宝9 (1681)	6月晦日	磐井郡西 岩井下黒 沢村畑返 御検地帳 (天明元 年写)	1	1	10.983	0.549	0	11.532	本百姓(46) (内、新百姓20) 町(3) 町新百姓(1)	字名 地目・等級 間数 面積 貫高 名請人	名寄形式 「本新田」 記載あり
⑥ 延宝9 (1681)	7月25日	磐井郡西 岩井下黒 沢村新田 御検地帳 (天明元 年写)	1	1	5.657	1.465	畑貴高 に含む	7.122	本百姓(70) (内、新百姓4) 町(6) うら町(1) 大肝煎(1) 肝煎(1)	字名 地目・等級 間数 面積 貫高 名請人	名寄形式 「一字当 起」の記 載あり

注：①②もりおか歴史文化館蔵、③～⑥岩手県立図書館蔵。

③で「新屋敷平内」、④で「新百姓平内」と記載される名請人がいる。④の名請人の中に、屋敷名がなく、「新百姓」とのみ記載される例を他にみないことから、これを「新屋敷平内」の誤記ではないかと判断し、③④の名請人数では本百姓に含めた。

うち東方が一関城下の西隣に位置する(図1)。東方と西方の間には上黒沢村が位置している。下黒沢村は、宗勝一関藩、田村一関藩のいずれにも含まれた村である。本稿では主として同村の寛文一三年検地帳を取り上げるが、必要に応じて寛文一三年前後の検地帳も援用する。本稿で扱う下黒沢村の検地帳の概要については表1の通りである。下黒沢村の寛文一三年検地帳であるが、これは表題に「検地帳」と記されたものと、「新田検地帳」と記されたものの二種類が存在し(表1③④)、両者とも原冊全ては現存しておらず、不足の冊数が存在する。「新田検地帳」には全ての耕地について「起年」の記載がみられ、これは早いもので寛文四年(一六六四)、遅いもので寛文一三年となっており、寛文四一三年の「新田」を記載した帳簿と判断できる。このように、寛文四年以後の「起年」をもつ耕地が新田検地帳に記載され、「新田」として扱われていることから、寛文一三年の「検地帳」に記載された耕地は、寛文三年までの村内全ての耕地を記載した検地帳と位置付けられる。名請人については、両帳で同一の人物が確認できることから、寛文一三年段階での名請人を記載したものと判断する。

そして、この寛文一三年検地帳は下黒沢村をはじめとした、旧伊達宗勝一関藩領の複数の村にみられる。次に、寛文一三年検地帳の概要を述べ、その課題についてみていく。

(一) 寛文一三年検地帳をめぐる問題

寛文一三年検地帳の存在については周知のところであり、『岩手県史』では、二関村の寛文一三年検地帳をもとに当時の二関村の概要が述べられている¹²⁾。また、『柴田町史』では「一村単位の検地が行なわれたのは舟岡のほか、管見するところは伊達兵部の領地のあつた一関周辺の何ヶ村かである」と指摘されている¹³⁾。さらに鈴木幸彦氏は一関村、二関村、三関村、狐禅寺村に残る寛文一三年検地帳に言及し、「伊達宗勝の旧領を、御蔵入地として直接支配する必要

表2 旧伊達宗勝一関藩領村落における基礎帳簿の遺存状況

A. 寛永18年検地帳が遺存する村		B. 寛文13年検地帳が遺存する村 (寛文13年検地帳/正保郷帳) ※ (貫・文/貫・文)		C. 御竿入直検地帳が遺存する村	
西磐井郡	鬼死骸村 上黒沢村 滝沢村 達古袋村 市野々村 牧沢村 (※1) 戸河内村 猪岡村 五串村 中里村 中尊寺村	西磐井郡	一関村 (50.729/50.407) 二関村 (41.073/36.464) 三関村 (46.994/43.935) 狐禪寺村 (74.029/63.555) 下黒沢村 (124.348/142.736) 五串村 (※2) (15.400/154.519)	西磐井郡	平泉村 (文化元年) 山目村 (文化6年) 赤荻村 (文化6年)
流郡	揚生村 峠村 男沢村 日形村 金沢村 中村 清水村 金森村 富沢村 (※1)	流郡	涌津村 (220.144/169.214)		

(※1) 管見の限りA～Cに該当する検地帳は遺存していないが、牧沢村では明治5年、富沢村では安政5年の本地検地帳で寛永18年の検地帳を参照している。したがって、向村では寛永18年検地帳が基礎帳簿となっており、何らかの事情で帳簿が遺存しなかったものと判断した。この点については本文3(4)にて詳述する。

(※2) 「本新旧」の耕地のみが記載されている。

注：旧伊達宗勝一関藩領に該当する村については、蝦名裕一「仙台藩における内分大名の成立——一関藩と岩沼藩を事例に」『東北アジア研究』15号、2011年を参照した。この内、西磐井郡達谷村については管見の限りA～Cに該当する検地帳の遺存を確認できなかった。正保郷帳の貫高については、古文書を読む会編『仙台藩の正保・元禄・天保郷帳』宮城県図書館資料7(古文書を読む会、1987年)によっており、新田分を含んだ値を記載した。寛文13年検地帳の貫高については、寛文13年検地帳(岩手県立図書館蔵)による。

上、改めて検地し直した
ものと思われる」とされ
ている。このように宗勝
一関藩領における寛文一
三年検地帳については、
一関周辺の複数の村にみ
られること、伊達宗勝旧
領との関係が考えられる
こと、一村単位での再検
地であった可能性などが
指摘されている。
以上の指摘および寛文
一三年検地帳が旧宗勝一
関藩廃藩直後のものではあ
ることを鑑みれば、その
作成契機として旧宗勝領
再検地の可能性が考えら
れる。しかしながら、寛

表3 貫高変遷

表記は(貫・文)

	正保郷帳	天和元年 知行割目録	増加分	増加率
一関村*	50.407	55.608	5.201	1.10
二関村*	36.464	41.196	4.732	1.13
三関村*	43.935	48.934	4.999	1.11
狐禪寺村*	63.555	89.987	26.432	1.42
滝沢村	105.667	114.781	9.114	1.09
牧沢村	33.260	38.255	4.995	1.15
鬼死骸村	64.031	71.623	7.592	1.12
下黒沢村*	142.736	213.289	70.553	1.49
上黒沢村	66.064	78.228	12.164	1.18
市野々村	56.701	84.532	27.831	1.49
達古袋村	41.357	65.644	24.287	1.59

*寛文13年検地帳が遺存している村

参考：正保郷帳は、古文書を読む会編『仙台藩の正保・元禄・天保郷帳』宮城県図書館資料7(古文書を読む会、1987年)によっており、新田分を含んだ値を記載した。「天和元年知行割目録」は「青山公治家記録」天和元年12月26日条(平重道責任編集『仙台藩史料大成』伊達治家記録9、宝文堂、1977年)をもとに作成した。なお、田村一関藩成立時の村高については、鈴木幸彦氏が「天和元年知行割目録」の記載に疑義を呈され、「天和二年一関知行割書」(田村家文書)を使用されている(鈴木幸彦「一関田村氏の基礎的考察(その1)―支藩としての従属化の過程を中心に―」『岩手県立博物館研究報告』第3号、1985年)。後者の史料について原史料の確認ができなかったため、本稿では前者の史料を用いた。鈴木氏の記述による限り、表中の村高については両史料で大きな相違はないものと判断した。

文一三年検地帳の現存状況を確認したところ、宗勝一関藩の全村ではなく、この内の七ヶ村にしか遺存していないことが判明した(表2)。

他に、「一村再検地」実施の背景として、先にあげた矢本村のような開発との関係も考えられる。表3は、寛永検地以後、田村一関藩成立までの貫高変遷の追跡が可能な村について示したものである。これによれば、寛文一三年検地帳が必ずしも貫高の増加率の高い村に遺存しているとは限らず、開発による貫高増加が検地実施の直接の背景とは明言できない。

また、寛文一三年検地帳が「一村再検地」であるか否かについては、表2に記した村高より判明する。遺存している寛文一三年検地帳の各村の合計貫高をみると、五串村を除き、一村の貫高に匹敵する値となる。したが

つて寛文一三年検地帳は、指摘されているように「一村再検地」を目的として作成された検地帳であると考えられる。寛文一三年検地実施の背景については、旧宗勝領の再検地、開発による貫高増加のいずれかを直接の契機であるとは指摘し難い。したがってここでは、様々な検地実施の可能性を複合的に考えることが必要であろう。

また、寛文一三年検地帳が特定の村にのみみられることから、これらの村が宗勝一関藩の中でも何らかの特殊な性格を有していたことも考えられる。当検地帳の残る村を地図上で確認すると、一関城下周辺に集中するという傾向を見出せる(図1)。本稿ではこれらの点に留意し、なぜ寛文一三年検地が宗勝一関藩の特定の村で実施されたのか、その実施の背景と意義について検討していく。

二、寛永検地以後の再検地

(一) 検地法令における再検地の規定

寛文一三年検地帳をはじめとする仙台藩の検地帳を分析するに際し、主に検地帳に散見される「本新田」について解決しておかなければならない。先の表2で五串村のみ記載貫高が一村の村高に達していなかった。この検地帳の特徴として、記載されている耕地全てに「本新田」の注記が付されていることがあげられる。つまり、「本新田」の耕地しか検地されていないのである。「本新田」を明らかにすることは、寛文一三年検地帳を考える上での論点とも考えられることから、この点について検討する。「本新田」を議論するにあたり、まず、仙台藩の検地法令において「新田」がどのように規定されているかみていきたい。

仙台藩では検地に関する法令が、寛永一七年(一六四〇)八月五日「御郡方万御仕置」、寛文六年(一六六六)八月

二日、寛文八年（一六六八）九月二五日の三回出されている。⁽¹⁵⁾

寛永一七年の法令は寛永検地に先立ち出されたものである。⁽¹⁶⁾この法令で「新田」については次のような条文がみられる。

一、新田之儀ハ、諸々御竿入候所ハ、本田並御帳付可被申候事

但、此度初而御竿入候所ハ、野帳より之下ニ新田と書付可被申候、附、御印判新田壹町壹歩之新田何も寛永一五年起迄ハ、給人之名付ニ可被申候、同一六年よりハ野谷地被召上候間、御蔵入新田と書付可被申候事⁽¹⁷⁾

ここでは、「新田」を検地した場合は本田と同様に検地帳に記載すること、ただし、今回初めて検地された耕地については、野帳に「新田」と記載すること。さらに、寛永一五年（一六三八）までに開かれた「御印判新田」「壹町壹歩之新田」⁽¹⁸⁾については、給人の名請地とすること、寛永一六年（一六三九）以後は野谷地の召し上げが行われることから、「御蔵入新田」と記載するよう指示されている。つまり、寛永検地の実施に際して「新田」は、寛永検地以前に「新田」として取り立てられていた耕地と、寛永検地時に初めて検地された耕地の二種類が存在していた。そして寛永検地が総検地であったことから、このとき新規に開発された「新田」を除き、かつて検地された土地も含めた全ての仙台藩の耕地が再検地された。この意味において寛永検地も「一村再検地」であったと指摘できる。また寛永検地において、旧来からの「新田」については、「本田並御帳付」とあることから、この検地によって「新田」から「本地」へ更新されたことが窺える。

次に寛文の法令であるが、これが出された背景については「寛永検地後の新田の激増、本田・本畑の変化、荒地の状況等、新規の事態に対応して、さらに一層の耕地の正確な把握を期して定められたもの」⁽¹⁹⁾とされる。

まず、寛文六年法令において「新田」は、

一、一村一宇御竿入直之所ハ、如兼而之新田も本地ニ直可被申、勿論始而御竿相入候新田ハ可為新田事⁽²⁰⁾と規定される。この条文では、一村単位で再検地が実施されたことが確認でき、このときに「如兼而之新田」、つまりこれ以前に「新田」として取り立てられていた耕地を「本地」へ更新するよう明記されている。ただし、今回初めて検地した耕地は「新田」とすべきとしている。

最後に寛文八年の法令であるが、これは主に検地役人の病氣や休日に関する規定となっている。

以上、検地法令中の「新田」規定についてみてきた。この中で、寛永検地以後に実施される検地が新田検地のみでないこと。「新田」として検地された耕地も後に再検地されることがあり、その際には「新田」から「本地」への更新が行われることが確認できた。

ところで、検地に関する法令がなぜ寛文六年および同八年に出されたのであろうか。寛文六年の法令では再検地について規定されていることから、寛永検地以後、「本地」に対する何らかの変更が起ったことが考えられる。寛文検地法令の背景として「本田・本畑の変化」というのは既に指摘されていることであるが、具体的には例えば次の条文があげられるだろう。

一、田ヲ畑ニ為打、畑を田ニ打せ申度由、品ニより百姓共望申候共、本地新田共堅御竿相入申間敷候事

一、御蔵入之内百姓勝手ニより御代官衆吟味之上、田ヲ畑ニ仕、畑を田ニ仕候ハ、御郡奉行衆より御割屋書付為相出留ニ付置起揃候節、御竿相入高直可被申候、跡々起置候所も御郡奉行衆相談之上御竿入可被申候

附 給人前ニ畑返之儀所柄ニより畑ニ成兼田ニ仕度由百姓望申候ハ、新田可申受候、地主之百姓・村肝入証文御代官衆見届之上、御郡奉行衆書付為仕候ハ、出入司衆末書ニ而御割屋留ニ付置、式ヶ年目ニ御

竿相入御帳面相直代高出目分ハ面々江被下等ニ候間、追而出入司衆江可申聞候、自今以後書付相調不申自
分畑返仕候ハ、御竿相入出目之分御藏ニ可被申候事⁽²²⁾

まず、田を畑に、畑を田にしたいという要望があつても、場合によつては検地を認めないとしている。次に、蔵入地において、地目の変更がなされた場合には高を直すこと。附では給人前の土地について触れており、畑返（畑にできず田に変更した土地）については新田とすべきこと。二年目に検地を行い高を直し、地目変更による一反あたりの耕地の貫高の差異分は、それぞれに下されること。ただし、申告せずに勝手に畑返を行った場合は、この貫高の差異分を藩に納めるべきことが記されている。この二つの条文から、「本地」に対する変更として地目変更が起こつていた様子が窺える。特に給人前における畑返については、「新田」の扱いを受け、鍬下年季が設定されていることにも注目すべきであろう。

なお、法令が出された時期の藩政、そして寛文六年法令に直ちに対応する形で実施された検地が桃生郡のものであることなどから、伊達宗勝の関与が窺える。寛文期の仙台藩政は俗に後見人政治とよばれるように、幼少であつた藩主亀千代の後見人である宗勝が権力をふるつていた。さらに、桃生郡は、寛文五年（一六六五）以降、遠田郡と谷地をめぐる境相論が激化し、宗勝失脚の契機となる寛文事件の引き金の一つとなつた地域である²³。また、この地域の開発は一関藩、岩沼藩へ仙台藩からそれぞれ三万石を分知するに際して、その不足分を賄うために開発が計画された場所といわれる²⁴。寛文六年法令がこの地域の検地を意図した可能性、さらに、寛文八年法令で検地役人に対する規定を出していることから、支配強化などを期待して寛永総検地以来の仙台藩総検地の実施を企図した可能性も示唆しておきたい。

(二)「本新田」の位置付け

「本新田」については、管見の限り仙台藩の検地法令などでその意味を明記したものは見当たらない。したがってまずは先行研究においてどのように言及されているかみていきたい。宮手毅氏は、寛文六年「御検地方御定之事之部」の「一、百姓新屋敷本地新田ニ而望候ハハ(後略)」の「本地新田」を「本新田」と同一のものと理解され、寛永検地においてはじめて「新田」が「本地」に編入されたものを指すとし、さらに寛永検地の竿入地が「本地」であり「本新田」であるとされている。²⁵⁾ 渡辺信夫氏は寛永一八年「岩井流之内涌津村御検地野帳」における芳賀正左衛門家中孫右衛門の名請地について「名請地のすべてが「本新田」であるから、「御蔵入」が新田或は本新田に多いところからして、藩の新田開発との関連をもつと思われるがそのほかは明かでない」として²⁶⁾、「本新田」の意味については明示されていないが、新田開発との関係を示唆している。高倉淳氏は文化二年(一八〇五)西磐井郡下油田村の「田方御本地検地帳」「本新田検地帳」「起目新田検地帳」「畑御本地検地帳」「畑起目新田検地帳」の分析から、「本地」「本新田」「起目新田」を開発時期による名称の区分とされ、「本地」が寛永一八年の総検地の際の田畑、「本新田」が正保から延宝にかけて開発されたもの、「起目新田」が元禄から享保にかけてのもの²⁷⁾とされた。

以上みてきたように、「本新田」の意味について先行研究では新田開発との関わりが指摘されているが、なかでも高倉氏が最も限定的な解釈を行っている。しかし、この解釈がどのように導き出されたものであるかについては議論の余地が残されており、以下この点について検討していきたい。

高倉氏が参照された史料と類似の表題がついた検地帳が下黒沢村にも存在する。まずはこれを事例に、記載内容についてみていきたい。

①慶應三年「磐井郡西岩井下黒沢村西方御本地畑方御検地帳」²⁸⁾

鹿野屋敷
市之丞

くねそへ 寛文拾三年 上ノ台屋敷六右衛門答

下畑 「廿三間」 壹反六七三歩 三拾貳文内

六七拾七歩 拾三文

(中略)

梨屋敷

佐々木清作代

同文作

川前 本新田 延宝九年 荒屋敷茂左衛門答

下々畑 「廿七間」 四七廿歩 五文

②慶応三年「磐井郡西岩井下黒沢村西方田方本新田御検地帳」²⁹⁾

上大桑屋敷

新右衛門代

新之丞

山下 寛文拾三年奈良坂屋敷作兵衛答

下々田 「四間」 貳拾歩五文内

八歩 貳文

(中略)

せき下 延宝九年新屋敷与右衛門答

下々田 「三間」 拾式步三文内

四步 壺文

③慶応三年「磐井郡西岩井下黒沢村西方起目田方御検地帳」⁽³⁰⁾

上大桑屋敷

安右衛門

田畑 元禄四年 奈良坂屋敷作兵衛答

下々田 「式間」 六步式文内

三歩 壺文

これらは全て名寄形式であり、字名、縦横間数、面積、貫高、名請人が記載されている。⁽³¹⁾この史料で特筆すべき点として、傍線部で示した箇所のように、過去の検地帳を参照し、その検地帳の名請人を併記していることがあげられる。この参照関係は、史料の表題の「本地」「本新田」「起目(新田)」の別に対応しており、「本地検地帳」は寛文一三年検地帳、延宝九年畑返検地帳⁽³²⁾を、「本新田検地帳」では寛文一三年新田検地帳と延宝九年新田検地帳⁽³³⁾「起目(新田)検地帳」は元禄以後の検地帳⁽³⁴⁾をそれぞれ参照している。

高倉氏が「本地」「本新田」「起目新田」を、開発時期の区分と解釈されたのは、対象とされた下油田村で、「本地検地帳」が寛永検地帳を、「本新田検地帳」が正保から延宝期の検地帳を、「起目新田検地帳」が元禄から享保期の検地帳を参照していたからではないかと推測される。

右に述べてきた耕地区分は、田村一関藩時代に作成された帳簿で行われていることに留意したい。しかし実際には「本新田」記載は、帳簿の表題に記載されるものだけでなく、先にみたように仙台藩の寛永検地野帳や寛文一三年検地帳にもみられる。このうち、寛永検地野帳にみられる「本新田」記載については、これを正保期から延宝期に開発されたとする説では時期に差が生じるために説明できず、別の解釈が必要となる。そこで、次に田村一関藩以外の「本新田」について検討していく。

三、「本新田」の分析

(一)「本新田」の記載事例

田村一関藩以外にみられる「本新田」の例として、私見では次の検地帳が確認できる。①寛永検地野帳、②寛文七年（一六六七）桃生郡深谷矢本村検地帳、③同年同郡深谷赤井村検地帳、④寛文一二年（一六七二）柴田郡舟岡村検地帳、⑤寛文一三年（一六七三）西岩井郡一関村・二関村・五串村・下黒沢村検地帳、⑥延宝九年（一六八一）下黒沢村畑返検地帳である。それぞれの史料における記載例を示すと以下の通りとなる。

①寛永一八年「西岩井之内中里村御検地野帳」³⁵

山きし 本新田

茂庭大蔵分

同大蔵家中鈴木

下 畑 「拾式問
式拾式問」

助 作

②寛文七年「桃生郡深谷矢本村御検地帳」³⁶

山畑 本新田

下々畑 「九間」 六七九歩 六文

③寛文七年「桃生郡深谷赤井村御検地帳」⁽³⁷⁾

土浮 本新田

下田 「拾三間」 四畝貳拾三步 五拾二文

④寛文一二年「柴田郡舟岡村御検地帳」(文政八年写)⁽³⁸⁾

土手外 本新田

下畑 「拾三間」 七七拾壹分 拾五文

⑤寛文一三年「磐井郡西岩井下黒沢村御検地帳」(天明元年写)⁽³⁹⁾

沢田 本新田

下田 「九間」 三七貳拾七歩 四拾三文

⑥延宝九年「磐井郡西岩井下黒沢村畑返御検地帳」(天明元年写)⁽⁴⁰⁾

測上 本新田

下々田 「八間」 貳畝貳拾八歩 貳拾三文

①から⑥の例では、「本新田」の記載はそれぞれの字名の下に一筆毎の耕地に対する注記としてみられる。表題に注目してみると、寛永検地野帳、先に寛文六年法令でみたような再検地帳、そして畑返検地帳などであり、「本新田」の記載は新田検地帳にはみられない。先に寛永一七年および寛文六年の法令で「新田」が再検地された際に「新田」から「本地」へ更新されることを確認したが、一筆毎の耕地につけられた「本新田」の記載がそのような更新された耕

地を意味する可能性は考えられないだろうか。先行研究の整理でみたように、宮手氏は寛永検地においてはじめて「本地」に編入されたものを「本新田」とされており、「新田」の「本地」への更新という点においては共通の認識である。しかし、本稿では先に確認したように「新田」から「本地」への更新は、寛文六年法令においても明記されており、更新が寛永検地時のみに限定されるものではないと考える。以下この点を検討するため、①再検地に関わる検地制度、②「本新田」の記載が再検地帳の直近の新田検地帳に確認できるかの二点についてみていきたい。

(二) 寛永検地帳に代わる基礎帳簿の存在

表4は旧伊達宗勝一関藩領村落における、検地帳の遺存状況をまとめたものである。⁽⁴⁾ ここには検地帳遺存状況の典型例と思われるものを抽出した。また、下油田村は近世初期は仙台藩領村であるが、比較検討のためあわせて掲載した。

まず本表で目に付くのが、寛永検地帳の遺存している村と、遺存していない村が存在することである。前者は、仙台藩において原則的に寛永検地帳が村の基礎帳簿としての機能を有していたため、近世を通じて保管され、遺存したといえる。後者は、仙台藩領村の基礎帳簿となるべき寛永検地帳が遺存していないということから、これにかわる基礎帳簿が存在したものと考えられる。そこで、寛永検地帳の遺存していない村をみると、これには次の二つの事例がみられる。寛文一三年に、表題に「新田」と付かない検地帳が遺存している村と、近世後期に御竿入直検地帳の遺存している村である。

前者は、先に表2において「一村再検地」であることを確認している。後者は、「御竿入直」という史料の表題、検地帳冊数が山目村で原冊二〇冊、赤荻村で原冊三〇冊と複数冊になっていることから、一村全ての検地をやり直した

表4 検地帳遺存状況

支配変遷		宗勝→仙台→田村	宗勝→仙台	宗勝→仙台	宗勝→仙台→田村	宗勝→仙台→田村	宗勝→仙台	仙台→田村
		西磐井郡	西磐井郡	西磐井郡	西磐井郡	西磐井郡	西磐井郡	流郡
和暦	西暦	滝沢村	五串村	猪岡村	三関村	下黒沢村	山目村	下油田村
寛永18	1641	検地帳	検地帳	検地帳	-	-	-	検地帳
正保2	1645	-	-	新田検地帳	-	新田検地野帳*	-	新田検地帳
明暦2	1656	-	-	-	-	-	-	新田検地帳
万治元	1658	新田検地帳	-	-	-	新田検地野帳*	-	新田検地帳
万治2	1659	新田検地帳	-	-	-	-	-	-
寛文9	1669	-	-	-	-	-	-	新田検地帳
寛文13	1673	新田検地帳	検地帳 新田検地帳	-	検地帳 新田検地帳	検地帳 新田検地帳	-	-
延宝3	1675	-	-	-	-	-	-	新田検地帳
延宝9	1681	新田検地帳 田返検地帳 畑返検地帳	新田検地帳 田返検地帳 畑返検地帳	-	新田検地帳	新田検地帳 畑返検地帳	-	新田検地帳
貞享3	1686	-	新田検地帳	-	-	-	-	-
元禄2	1689	-	-	新田検地帳	-	-	-	-
元禄3	1690	-	-	新田検地帳	-	-	-	-
元禄4	1691	起目新田検地帳	新田検地帳	新田検地帳	起目新田検地帳	起目新田検地帳 (西黒沢村)	-	-
元禄6	1693	-	新田検地帳	新田検地帳	-	-	-	-
元禄7	1694	-	-	新田検地帳	起目新田検地帳	-	-	-
元禄8	1695	-	新田検地帳	-	-	-	-	-
元禄10	1697	起目新田検地帳	-	-	起目新田検地帳	起目新田検地帳 (西方)	-	-
元禄11	1698	-	新田検地帳	-	-	-	-	-
元禄12	1699	-	-	新田検地帳	-	-	-	-
宝永4	1707	-	-	-	起目新田検地帳	起目新田検地帳 (西方)	-	-
正徳3	1713	本地田畑返検地帳	-	-	本地畑返検地帳	-	-	-

享保3	1718	起目新田検地帳	-	-	起目新田検地帳	起目新田検地帳 (西方)	-	-
享保11	1726	-	除屋敷検地帳 (山谷)	-	-	-	-	-
享保12	1727	起目新田検地帳	-	-	-	-	-	-
享保18	1733	-	-	新田検地帳	-	起目田返検地帳 (西方)	-	-
元文5	1740	起目畑切添新御 竿入検地帳	-	-	-	-	-	-
寛保元	1741	-	-	-	-	-	-	-
寛保2	1742	-	-	新田検地帳 (小猪岡)	-	-	-	-
安永3	1774	-	-	-	起目新田検地帳	-	-	-
文化2	1805	-	-	-	-	-	-	-
文化6	1809	-	-	-	-	-	御竿入直検地帳	-
文化9	1812	-	-	-	-	-	-	-
文化14	1817	-	-	-	起目新田検地帳	畑返田方切返畑 検地帳(西方)	-	-
文政元	1818	起目新田検地帳	-	-	-	-	-	-
文政10	1827	-	本地畑返検地帳 新田畑返検地帳 新田開発検地帳(山谷)	新田開発検地帳 (小猪岡) 本地畑返検地帳 新田開発検地帳	-	-	-	-
文政11	1823	-	新田開発検地帳 新田開発検地帳(本寺)	新田開発検地帳 養賢堂御相統料 新田開発検地帳	-	-	-	-
文政13	1825	-	-	-	起目畑方検地帳	-	-	-
天保2	1831	-	-	新畑開発検地帳	-	-	-	-
天保4	1833	-	-	新田検地帳	-	起目新田検地帳 (西方)	-	-
天保5	1834	-	新田開発検地帳	-	-	-	-	-
天保8	1837	-	新畑開発検地帳	-	-	-	-	-

天保12	1841	-	-	-	-	-	-	-
嘉永3	1850	起目田方検地帳 起目畑方検地帳	-	-	起目新田畑方検地帳	-	-	-
安政4	1857	悪地田方検地帳 悪地畑方検地帳 本地田方検地帳 本地畑方検地帳	-	-	-	-	-	-
安政5	1858	-	-	-	-	-	-	田方御本地検地帳
安政6	1859	田方本新田検地帳 起目新田畑方検地帳 起目新田田方検地帳 本新田畑方検地帳	-	-	本新田畑方検地帳 本地田方検地帳 田方起目新田検地帳 田方本新田検地帳 起目新田畑方検地帳 本地畑方検地帳	-	-	-
慶応3	1867	-	-	-	-	本地畑方検地帳 本地田方検地帳 本地畑返シ田方検地帳 起目田方検地帳 起目新田検地帳 本地之内悪地畑方検地帳 起目新田畑方検地帳 本新田割下畑方検地帳 本地之内悪地田方検地帳 田方本新田検地帳 本新田畑方検地帳 (全て西方)	-	-
明治4	1871	-	-	-	-	-	新田検地帳	-

年不詳明屋敷検地
帳あり

注：*はもりおか歴史文化館、その他は全て岩手県立図書館にて確認できた史料をもとに作成した。写しの史料も含む。

帳簿と考えられる。このように、寛永検地帳が遺存していない村については、寛文一三年検地帳ないしは御筭入直帳帳が寛永検地帳にかわる基礎帳簿として機能したため、寛永検地帳が遺存しなかったものと考えられる。

五串村の場合は、右の検地帳遺存状況に照らすと次のように解釈できる。五串村の寛文一三年検地帳は「本新田」のみを記載したものであり、一村全てを再検地したものではない。したがって、基礎帳簿としては寛永検地帳が遺存したものと考えられる。

(三)「本新田」と再検地

本節では、「新田」が再検地された際に「本新田」の注記が付されるのか、そして、「本新田」と注記された耕地が再検地された際には注記が外れるのかについて検証していく。対象とする検地帳は、下黒沢村の寛文一三年検地帳、同年新田検地帳、延宝九年畑返検地帳である(表1③④⑤)。以下本節ではこの番号にもとづき、寛文十三年検地帳を③、同年新田検地帳を④、延宝九年検地帳を⑤と表記する。

確認すべき点は、③に「本新田」と注記された耕地が⑤で再検地された場合に「本新田」注記がはずれるのか。④に記載された耕地が⑤で再検地された際に、「本新田」と注記されるかという二点である。表5は、この検討のために、四人の名請人について右の関係を整理したものである。

なお、③および④には、検地帳の末尾に、「位ノ上江此〇(筆者注：黒字で〇を描き、朱で彩色) 赤星突此(筆者注：畑返が行われた一筆耕地の上に付けられる記号) 点掛候分五口迄延宝九年秋畑返ニ成候」と記載されている帳簿がある。このような帳簿では実際に一筆耕地の上に〇や\の記号が付いているものがあり、これが延宝九年で畑返された耕地と判断できる。このような記載方法により、帳簿上での重複が避けられたものと思われる。表5で取り上げ

表5 延宝9年下黒沢村畑返検地帳

A 荒屋敷 助惣

③寛文13年検地帳における保有耕地（畑返の注記が付された耕地のみ抽出）

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	道はた	本新田	下畑	7	20	0	0	4	20	0	9
畑返2	道はた	本新田	下畑	6	21	0	0	4	6	0	8

④寛文13年新田検地帳における保有耕地（畑返の注記が付された耕地のみ抽出）

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返3	谷地はた	寛文11年起	下々畑	6	9	0	0	1	24	0	2
畑返4	谷地はた	寛文9年起	下畑	12	13	0	0	5	6	0	10

⑤延宝9年畑返検地帳における保有耕地

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返3	谷地はた	本新田	下田	8	12	0	0	3	6	0	35
畑返4	谷地はた	本新田	中田	11	16	0	0	5	26	0	76
畑返2	道はた	-	下田	8	19	0	0	5	2	0	56
畑返1	道はた	-	下田	8	21	0	0	5	18	0	62

B 新屋敷新百姓 長右衛門

③寛文13年検地帳における保有耕地
遺存分には保有耕地はみられない

④寛文13年新田検地帳における保有耕地（畑返の注記が付されている耕地のみ抽出）

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	野そへ	寛文4年起	下畑	9	22	0	0	6	18	0	13
畑返2	野そへ	寛文4年起	下々畑	4	6	0	0	0	24	0	1

⑤延宝9年畑返検地帳における保有耕地

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返2	野添	本新田	下田	2	5	0	0	0	10	0	4
畑返1	野添	本新田	下田	7	8	0	0	1	26	0	21
	畑添	-	下々田	8	22	0	0	5	26	0	47
	畑添	-	下田	11	22	0	0	8	2	0	89
	畑添	-	下田	14	16	0	0	7	14	0	82
					田合計	0	2	3	18	0	243
	野てはい	-	下畑	7	18	0	0	4	6	0	8
					合計	0	2	7	24	0	251

49 旧伊達宗勝一関藩領村落における寛文一三年検地帳の分析

C 谷起屋敷 藤左衛門

③ 寛文13年検地帳における保有耕地（畑返の注記が付されている耕地のみ抽出）

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	のてはい	本新田	下畑	16	20	0	1	0	20	0	21

④ 寛文13年新田検地帳における保有耕地
名請地に畑返の注記が付されている耕地がない

⑤ 延宝9年畑返検地帳における保有耕地

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	野てはい	-	下々田	12	13	0	0	5	6	0	42
畑返1	野てはい	-	下畑	8	17	0	0	4	16	0	9

D あら屋敷新百姓 長九郎

③ 寛文13年検地帳における保有耕地
遺存分には記載はみられない

④ 寛文13年新田検地帳における保有耕地（畑返の注記が付されている耕地のみ抽出）

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	くねきわ	寛文9年起	下畑	13	27	0	1	1	21	0	23

⑤ 延宝9年畑返検地帳における保有耕地

	字名	注記	等級	長(間)	横(間)	町	反	畝	歩	貫	文
畑返1	山下	本新田	下々田	12	14	0	0	5	18	0	45
	くねきわ	-	下田	7	9	0	0	2	3	0	23
	くねきわ	-	下田	6	13	0	0	2	18	0	29
	川はた	-	中田	7	11	0	0	2	17	0	33
	野はた	-	下田	13	17	0	0	7	11	0	81
	道測	-	下田	12	17	0	0	6	24	0	75
						田合計	0	2	7	1	0
畑返1	山下	本新田	下畑	14	15	0	0	7	0	0	14
	くねきわ?	-	下畑	9	10	0	0	3	0	0	6
	くねきわ?	-	下畑	4	5	0	0	0	20	0	1
	野はた	-	下畑	7	10	0	0	2	10	0	5
	道測	-	下畑	16	16	0	0	8	16	0	17
						畑合計	0	2	1	16	0
					合計	0	4	8	17	0	329

注：○番号は、表1の検地帳番号と対応する。

③は寛文13年磐井郡西岩井下黒沢村御検地帳（天明元年写）、④は寛文13年磐井郡西岩井（之内）下黒沢村新田御検地帳（天明元年写）、⑤は延宝9年磐井郡西岩井下黒沢村畑返御検地帳（天明元年写）（いずれも岩手県立図書館蔵）をもとに作成した。

た③、④の耕地は全て右の注記が付されており、延宝九年に畑返しされたことが確認できるものである。
次に表5の内容についてみていく。

Aの荒屋敷助惣は③④⑤の三冊全てで耕地の保有を確認できる。まず、③の字「道はた」の畑二筆が、⑤では田二筆となっており、これは畑返しされたかと判断できる。③では「本新田」の注記がみられるが、⑤ではこの注記がみられない。④の「谷地はた」の畑二筆も同じく⑤では田二筆になっており、畑返しされている。そして、この耕地は④で「寛文〇年起」の注記が付されていたが、⑤では「本新田」と注記されている。

Bの新屋敷新百姓長右衛門も、④の字「野そへ」の畑二筆が、⑤で畑返しされている。ここもAの助惣と同じく、④で「寛文〇年起」の注記がみられたものが、⑤では「本新田」にかわっている。

Cの谷起屋敷藤左衛門は⑤の「野てはい」二筆の合計面積が九畝二二歩となり、③の字「のてはい」一筆の面積と近似することから、一筆を二筆に分割したものと判断した。また、ここでも③にみられた「本新田」の注記が⑤ではみられない。

以上三名の耕地のあり方から次の原則が導き出せる。③に「本新田」の注記が付されていた耕地が⑤で再検地された際には「本新田」の注記がみられないこと、④で「寛文〇年起」の注記がされていた耕地が⑤で再検地された場合には「本新田」の注記が付されることが確認できる。この原則によると、Dのあら屋敷新百姓長九郎は次のように説明できる。

④で「寛文〇年起」の記載がみられる「くねきわ」は、⑤では「本新田」と注記の付いている耕地に該当するはずであり、これは「山下」二筆にしかみられない。字名は変わっているが、「山下」二筆の合計面積が「くねきわ」一筆に近似することから、Cの藤左衛門同様、一筆を二筆に分割したものと判断できる。

以上本節での分析から検地帳の一筆耕地に注記される「本新田」は、直近の新田検地帳に記載された耕地が再検地される際に付されるものであることが確認できた。そして、「本地」の再検地が行われるのは必ずしも一村全てを対象とする「一村再検地」のときだけではなく、部分的に実施される畑返検地帳においても行われている。このことは、畑返検地帳が過去に一度検地された土地の地目変更を記載する帳簿であることから理解できる。

(四) 「本地」「本新田」「起目新田」の分類

本章での分析から、先に高倉説の検討で取り上げた、「本地検地帳」「本新田検地帳」「起目新田検地帳」の三つの耕地分類について次のような見通しを得ることができる。

高倉氏は「本地」「本新田」「起目新田」を時期による区分とされ、下油田村の検地帳からは確かにそのような意味が導き出される。しかし、先に事例としてあげた下黒沢村の「本地検地帳」では、寛文一三年検地帳、延宝九年畑返検地帳が参照されており、この場合、「本地」を「寛永検地」とする高倉氏の時期による説では説明が困難となる。そこでまず「本地検地帳」については次のように考えられる。

「本地検地帳」で参照されているのは下黒沢村では寛文一三年検地帳と延宝九年畑返検地帳であり、下油田村では寛永一八年検地帳を参照しているのではないかと推測した。両者に共通するのはいずれも「本地」が再検地される検地帳に該当することである。さらに寛永一八年検地帳や寛文一三年検地帳は村の基礎帳簿としての位置付けを与えられているものである。つまり、「本地検地帳」には村の基礎帳簿を含む「本地」の状況を確認できる検地帳が分類されているのである。

次に「本新田検地帳」であるが、これは下黒沢村では寛文一三年新田検地帳、延宝九年新田検地帳を参照しており、

下油田村では正保から延宝期の検地帳を参照しているのではないかと推測した。ここでは「本地検地帳」とは対照的に「本地」や「新田」が再検地されるような検地帳は該当しておらず、全て新田検地帳という特徴がある。⁴⁹

最後に「起目新田検地帳」は下黒沢村では、元禄以後の検地帳を参照していた。下油田村でも元禄から享保期の検地帳を参照していたのではないかと推測している。

検地実施の主体からみれば、「本地検地帳」「本新田検地帳」に分類されるのは、仙台藩により実施された検地であり、田村一閔藩ではこれをさらに、「本地」に関わる検地帳＝「本地検地帳」、「新田」に関わる検地帳＝「本新田検地帳」の二種類に分類していたことが判明する。そして、田村一閔藩が実施した検地は全て「起目新田検地帳」に分類された。表4を概観するに、田村一閔藩領では寛永検地帳に代わる寛文一三年検地帳、御竿入直検地帳などの基礎帳簿を作成していない。したがって、同藩では基礎帳簿となるべき検地帳を分藩の際に本藩の仙台藩より受け継いだものと考えられる。そして、田村一閔藩では「起目新田検地帳」⁴⁴の表題が散見されることから、基本的には新田検地のみを実施していたと推測される。

なお、このような検地帳遺存状況を踏まえれば、寛文一三年検地帳実施の有無について、田村一閔藩であれば「本地検地帳」からも確認できる。つまり、「本地検地帳」において参照帳簿が寛永検地帳であるか、寛文一三年検地帳であるかにより判断ができる。表1の牧沢村、富沢村についてもこの方法により寛永検地帳の存在を推定した。

四、寛文一三年検地実施の背景と意義

(一) 下黒沢村寛文一三年検地帳における「本新田」

以上の分析を踏まえて、寛文一三年（一六七三）検地がなぜ宗勝一関藩の七ヶ村のみで実施されたのかという問題について考察していく。まず、下黒沢村の寛文一三年検地帳（表1③）^③についてであるが、これには「本新田」注記のない耕地（「本地」と、「本新田」注記のある耕地（「本新田」）の二種類の耕地が記載されている。「本地」と「本新田」との区別であるが、下黒沢村の寛文一三年検地帳の場合、「本地」は直近の「一村再検地」で作成された検地帳に記載された耕地を指す。「本新田」は、本文四（三）で分析したように、直近の新田検地帳に記載された耕地で、新しく「本地」に更新されたものを指す。寛文一三年検地帳が「一村再検地」であることから、直近の「一村再検地」以降に作成された新田検地帳に記載された耕地は全て「本新田」として寛文一三年検地帳に再度記載される。寛文一三年検地以前、「本地」および「本新田」がいつの検地帳に記載された耕地であるかを明らかにするには、下黒沢村の場合、直近の「一村再検地」が寛永検地であるのか、あるいは寛永検地以後、寛文一三年以前に「一村再検地」が実施されたのかについて考えねばならない。

これについては次の三点の理由から寛文元年頃の「一村再検地」実施が想定される。

まず、寛文一三年新田検地帳の「起年」記載が下黒沢村では寛文四年からとなっており、寛文初年段階で何らかの検地を行っていた可能性が推測できること。二点目は中尊寺村に寛文元年（一六六一）の「御竿入直り」と書かれた検地帳が存在していることである。これは文政八年（一八二五）の写であるが、「右寛永拾八年、中尊寺衆徒御竿答之田畑、寛文元年、伊達兵部殿御知行、為御割地之川切御境被相立候二付、御用地二被召上、直々中尊寺門前之者江被

表6 下黒沢村貴高変遷

上段 町、反、畝、歩
下段 貫、文

	正保郷帳	寛文13年 検地帳	右之内 本新田 (※1)	寛文13年 新田検地 帳	延宝9年 畑返検地 帳	右之内 本新田	延宝9年 新田検地 帳	天和元年 知行割目 録	宝暦 風土記	安永 風土記
川	- 102.481	81.3.3.23 97.512	3.5.4.20 3.837	8.4.7.7 8.350	10.0.5.24 10.983	3.3.1.5 3.660	6.0.4.7 5.657	- -	- 161.450	- 165.856
畑	- 28.447	102.1.2.5 26.836	19.9.0.8 4.177	37.1.0.3 6.360	2.8.0.16 0.549	1.5.5.26 0.307	10.2.7.23 1.465	- -	- 51.585	- 56.880
合計	- 130.928	183.4.5.28 124.348	23.6.9.12 8.069	45.5.7.10 14.710	12.8.6.10 11.532	4.8.7.1 3.967	16.3.2.0 7.122	- 213.289	- 213.035	- 222.736
外	11.808 (新田)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 別に、本新田か否か判断のつかない耕地2反4畝14歩55文がある。畑の値には、屋敷で「本新田」の注記のついているものを含む。

注：正保郷帳は古文書を読む会編『仙台藩の正保・元禄・天保郷帳』宮城県図書館資料7（古文書を読む会、1987年）、寛文13年検地帳・寛文13年新田検地帳・延宝9年畑返検地帳・延宝9年新田検地帳は岩手県立図書館蔵、天和元年知行割目録は「青山公治家記録」天和元年12月26日条（平重道責任編集『伊仙台藩史料大成』伊達治家記録9（宝文堂、1977年）、宝暦風土記・安永風土記は一関市史編纂委員会編『一関市史』第7巻資料編2（一関市、1977年）による。

渡下、新百姓三御取立相成候高、如是、⁴⁶とあり、宗勝一関藩成
立にともなう検地であったことが窺え、立藩時に必要に際して
宗勝が検地を実施したことが確認できる。三点目は、寛永検地
帳が残っておらず、宗勝が一関藩成立時に独自に「二村再検地」
を実施した可能性が考えられることである。本稿で検討してき
た中では、「二村再検地」の実施とこれにともなう検地帳の作成
はいずれも仙台藩によって行われており、宗勝が独自に検地を
実施したため、この時点で寛永検地帳が不要にされたとも考え
られる。

「二村再検地」の時期を寛文元年と想定した場合、下黒沢村の
寛文一三年検地帳に記載された「本地」と「本新田」の耕地が、
寛文一三年検地帳以前いつの検地帳に記載されたものであるか
について次のように限定できる。「本地」は、寛文元年検地帳に
記載された耕地がこれに該当し、「本新田」は寛文元年から寛文
一三年新田検地帳までの耕地となる。寛文一三年新田検地帳は
寛文四年以降の土地を記載したものであるから、「本新田」は実
際には、寛文元年から寛文三年頃にかけての時期に「新田」に
とりたてられた耕地と限定できる。

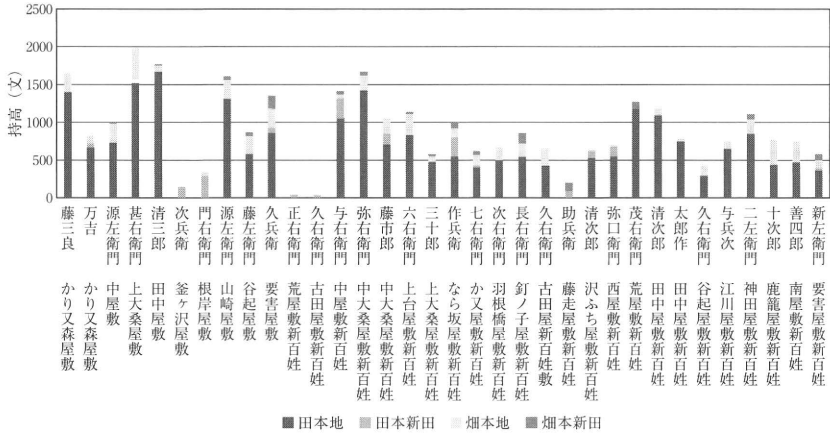


図2 寛文13年検地帳における本・新百姓の保有耕地

注：寛文13年磐井郡西岩井下黒沢村御検地帳（天明元年写）（岩手県立図書館蔵）をもとに作成。

この「本地」の時期は、下黒沢村においてはどのような時期にあるだろうか。

下黒沢村の貫高変遷について示したのが表6である。これによると、同村の貫高増加のピークは天和二年（一六八二）の田村一関藩成立までであることがわかる。「本地」の時期の貫高増加については、天和元年の村高から、寛文一三年新田検地帳、延宝九年畑返検地帳、同年新田検地帳の合計貫高を引き、さらに正保郷帳と同新田分の合計貫高を引くことで求めることができる。これを計算すれば、正保郷帳から、寛文一三年検地帳まで、つまり「本地」にあたる時期の貫高増加は三七貫五〇八文となり、寛永検地以後、貫高増加の大きい時期といえる。

次に、寛文一三年検地帳にみられる本・新百姓について、名請地の「本地」と「本新田」の割合を示したのが図2である。この図から、本・新百姓ともに本地の割合が高く、また、新百姓も本百姓に匹敵する貫高を保有していることが明らかとなる。そして、「本新田」の割合は本地に比べて相対的に低く、「本新田」のみを保有する名請人は著しく所持貫高が低い。また、寛文一三年検地時に下黒沢村では新百姓四名が確認できる。この新百姓が寛文一三年検地に

よつて新百姓に取り立てられたとすれば、「本地」を保有する新百姓が多数いることから、新田検地のみでなく、「本地」も含んだ検地実施の必然性が指摘できる。

それでは、ここで論証した寛文元年検地とはどのようなものであったと考えるのか。この検地実施の必然性について次にみていく。

(二) 旧伊達宗勝一関藩領における寛文初年検地

仙台藩の農村支配は、近世を通じて地方知行制が採用されたことに特徴がある。⁽⁴⁷⁾ 仙台藩の家臣である給人に宛行われた土地、当藩で「給人前」とよばれた土地については、検地帳の名請人が百姓となる「百姓前」と、同じく名請人が家中となる「奉公人前」との二種類が存在した。「家中」とは「下中」とも記載されるが、給人の家臣、すなわち仙台藩の陪臣にあたる層である。

西岩井郡一ヶ村、東磐井郡一ヶ村の寛永検地野帳を分析された渡辺信夫氏は、涌津村、二関村について他の一〇ヶ村に比べて奉公人前の土地が、百姓前の土地よりも多いと指摘され、また村内の家中の数も多いことが読み取れる。⁽⁴⁸⁾ 渡辺氏は家中のみでなく、足軽が名請人となっている土地も奉公人前に含まれている。

下黒沢村においても、正保元年新田検地帳で宗勝の家中が名請人となる耕地が存在していることから(表1①)、寛永検地時にも前出の二村と同様に家中が名請人となる耕地の存在する村であった可能性が考えられる。

また、寛文一三年検地帳の残る村は、五串村と涌津村を除く五ヶ村が一関城下とこれに近接した村であることから(図1)、同様の耕地保有のあり方を示す、つまり村内に家中および足軽が名請人となる耕地が広範に存在する村であった可能性が考えられる。

このように考えるならば、寛文元年検地実施、そして寛文一三年検地実施について次のように意義付けられる。寛文元年は、宗勝が一関藩藩主となるにあたり、宗勝の家中および足軽の名請地を中心に名請人再編の動きが起り、これにともない宗勝が独自に「一村再検地」を行った可能性があること。⁽⁴⁹⁾そして寛文一三年は寛文元年に宗勝が独自に検地を行った村について、仙台藩による「一村再検地」実施の必要が生じたものと思われる。⁽⁵⁰⁾

また、寛文一三年検地時には四一名の新百姓が存在しており、このような新百姓創出も検地実施の背景として説明できるだろう。なお、下黒沢村においては、図2のように新百姓が本百姓に匹敵する貫高を有し、「本地」を多く保有していることから、先にあげた舟岡村のように、⁽⁵¹⁾新百姓が帰農した家中である可能性も考えられる。ただし、新百姓の出自については保有耕地のあり方や、本家分家関係なども考慮せねばならず、ここでは可能性を指摘するにとどめ、詳細については今後の課題としたい。

寛文一三年検地帳において「本新田」のみを記載した帳簿が存在する五串村の事例がある。五串村において「本新田」のみを記載した検地帳が残ることについては次のように説明できる。

五串村の寛永一八年検地帳の名請人構成をみると、本・新百姓九二名（内二名猪岡村より入作）、茂庭周防足軽（組頭舎）二九名、茂庭周防家中九名、寺一となっている。検地帳全体貫高一五四貫五一九文に対し、家中および足軽の名請地の合計貫高が一七貫五六文と全体のわずか一〇%程度であることから、寛文元年時点で「一村再検地」を必要とするほどの変化がなく、寛永検地帳が残ったと考えられる。五串村の寛文一三年検地帳における「本地」は寛永検地帳に記載された耕地となり、「本新田」は寛永検地帳以後寛文一三年新田検地帳までとなる。なお、五串村における寛文一三年新田検地帳の最も早い「起年」は寛文二年となっている。したがって、「本新田」に該当する新田検地は寛永検地以後、寛文元年頃までに実施され、これが寛文一三年検地帳の「本新田」に全て反映されたと考えられる。

五串村の場合、この「本新田」分に家中および足軽が名請人となる耕地が存在していたことが、寛文一三年検地実施の背景になったものと考えられる。

(三) 伊達宗勝による検地と開発―むすびに代えて―

本稿では寛文一三年検地帳にみられる「本新田」について、「新田」から「本地」への更新を意味するものであると指摘し、さらに旧伊達宗勝一閩藩領における検地帳の遺存状況のあり方についても言及した。これらを踏まえて、旧伊達宗勝一閩藩領における寛文一三年検地実施の背景と意義について考察を行った。具体的には寛文一三年検地帳がなぜ特定の七ヶ村に残るのかについてみてきた。当検地帳の残る七ヶ村の地域的特徴として、村内耕地に占める家中および足軽が名請人となる耕地の割合が他の宗勝領に比して高かった可能性が考えられ、したがって一閩藩成立および一閩藩廢藩後の二度の支配体制の画期に際して、「本地」を含めた検地が必要とされたと指摘した。

本稿のはじめに、検地実施の背景については様々な可能性を複合的に考える必要を述べた。寛文一三年検地実施については家中および足軽が名請人となる耕地の問題を主として考えてきたが、当検地実施の背景に開発の問題も含まれる可能性がある。

宗勝一閩藩領には、北上川の支流にあたる磐井側が東流している。この河川を水源として左岸を灌漑する照井堰、右岸を灌漑する大江堰の二つの用水路が存在する。⁵²両堰は中世の開削伝承をもつが、筆者はすでに大江堰について近世前期、特に伊達宗勝主導による開削の可能性を指摘している。⁵³寛文一三年検地帳の残る七ヶ村のうち、一閩村、二閩村、三閩村、下黒沢村はいずれも大江堰の灌漑域にあたることから、当堰を宗勝期の開削とするならば、寛文一三年検地実施の背景としてこのような開発の問題も含まれる可能性が考えられる。同様に、表2Cの村は全て照井堰の

灌漑域に該当する村であり、文化年間の検地を「一村再検地」と位置付けるならば、この検地実施の背景に、照井堰による開発の影響も考えられる。

以上みてきたような検地実施および開発の動向は、仙台藩政との関わりでどのように位置づけられるだろうか。宗勝が実権を掌握していた寛文期の仙台藩政に対する評価は様々に行われているが、その中の一として、仙台藩の財政逼迫を背景に、新田開発が盛んに行われたことが指摘されている。また、検地に関する法令が施行されたことも、この時期の特徴としてあげられている²⁴。先に寛文期に検地に関する法令が出された点について、畑返および田返の隆盛、また領内総検地の可能性を述べたが、これらは寛文期に宗勝主導により実施された開発成果の把握のためであったとも考えられる。本稿で述べた寛文一三年検地実施に至るまでの動向、そして照井・大江堰の開削などは、宗勝による一連の政策の先駆的事業として位置づけられないだろうか。

用水開削を含む近世前期の一関周辺の開発の動向については、本稿で対象とした寛文一三年検地帳の詳細な分析が必要となる。この点については今後の課題としたい。

註

- (1) 仙台藩検地の概要については、次の文献を参照した。
- ①近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』（日本学術振興会、一九五八年）。②宮城県著、宮城県史編纂委員会編『宮城県史』二近世史（宮城県史刊行会、一九六六年）。③仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編三近世一（仙台市、二〇〇一年）。
- (2) 享保期に総検地の計画が存在したが、実施には至らなかったとされる（仙台市史編さん委員会編『仙台市史』通史編四近世二、仙台市、二〇〇三年）。
- (3) 前掲註（1）①、五〇頁。
- (4) 「御検地方御定之事」（「四冊留」）（宮城県著、宮城県史編纂委員会編『宮城県史』三二資料編八（宮城県史刊行会、一九六二年））。
- (5) 安永五年（一七七六）の「安永風土記」に、赤井村、小松村、矢本村について寛文七年（一六六七）「御竿答云々」との記載がみられ、実際に矢本村の検地帳一二冊のうち三冊が確認されている。この時期に総検地が行われた理由として、広瀬大堤の築造による用水の新設、これにもなう移住者の増加などをあげ、開発の進行を背景として、大規模開発が実施された場所について特別に検地を受けたのではないかと指摘されている（矢本町史編纂委員会編『矢本町史』第二巻、矢本町、一九七四年）。
- (6) 寛文事件により配流となった原田甲斐の知行地にあたる。ここでは、文政八年（一八二五）に写された寛文二二年（一六七二）の検地帳七冊が現存している。全体の冊数については一四冊と推定されている。この検地帳は一村全てを検地したものであると考えられており、作成前年に寛文事件が起きていること、この検地帳で人頭数が増えていること、寛永一七年（一六四〇）検地帳に「原田甲斐御足軽」と記載される人物と、寛文二二年検地帳で「新百姓」として記載される人物が同一人物であると推定されることから、寛文二二年検地帳が、原田氏配流により家中の足軽が百姓化した結果を反映したものと位置付けられている（柴田町史編さん委員会編『柴田郡舟岡村検地帳』柴田町史資料第二集、柴田町史編さん委員会、一九七八年）。
- (7) 以下、本章で述べるこれらの概要については次の文献を参照した。①一関市史編纂委員会編『一関市史』第一巻通史（一関市、一九七八年）。②鈴木幸彦「一関藩（田村氏）の基礎的考察（その二）」（『右手県立博物館研究報告』第五号、一九八七年）。③鈴木幸彦「一関藩」（木村礎、藤野保、村上直編『藩史大事典』第一巻北海道・東北編、雄山閣、一九八八年）。④前掲註（2）。⑤蝦名裕一「仙台藩における内分大名の成立——一関藩と岩沼藩を事例に」『東

北アジア研究』一五号、二〇一年)。

(8) 一関藩成立時期について蝦名氏は、「知行割絵図」に幕府老中の承認が与えられた寛文元年を成立時期とみるのが適当ではないかと指摘されている(前掲註(7)⑤)。

(9) 宗勝がいつから一関周辺を支配していたかについては明らかでないが、後掲表1①の検地帳に名請人として宗勝家中がみえることから、この頃より領地を有していたことが窺える。また、『一関市史』一(前掲註(7)①)は、二関村寛永一八年検地野帳の名請人に「宗勝家中」の記載がみられることや、『伊達騒動実録』所収の承応三年(一六五四)「伊達兵部書状」に「只今、一ノ関方々之高、八百貫文余にて候、」(大槻文彦著『伊達騒動実録』上・乾ノ巻、名著出版、一九七〇年、一九頁)との文言があることから、宗勝が一関藩成立以前から一関周辺に所領を有していたことを指摘している。

(10) 「青山公治家記録」にみられる宗勝処分後の旧領の処置については、寛文二年五月二十八日条に「兵部領地仕置遠慮ノ由 上聞ニ達ス、元知行タルニ依テ三万石返賜ル旨、雅楽頭殿命セラル、」(平重道責任編集『仙台藩史料大成』伊達治家記録六、宝文堂、一九七五年、四七〇頁)、また同年翌六月二日には「兵部太輔殿旧領一之関へ今泉治部定信、新妻勘兵衛重胤仕置ニ差遣サル、郡司川村孫兵衛元

信副ラル」(同四七一頁)とあり、三万石が本藩に返されたこと、本藩より領地仕置のために人を遣わしていることが明らかとなる。

また、家臣については、宗勝改易にともない、足軽一〇〇人が前沢に移住したとの説もきかれる(『日本歴史地名大系』第三卷岩手県の地名、平凡社、一九九〇年、「二十人町」の項)。

(11) 前掲註(7)⑤。

(12) 岩手県『岩手県史』第四卷近世編一(杜陵印刷、一九六三年)。

(13) 柴田町史編さん委員会編『柴田町史』資料編Ⅱ(柴田町、一九八六年)四五七頁。

(14) 前掲註(7)②、五九頁。

(15) 前掲註(1)①。

(16) 前掲註(1)①。

(17) 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編四近世三村落(仙台市、二〇〇〇年)五頁。

(18) 「御印判新田」については、樫山和民氏が新田開発の形態として、「郡奉行の見届けによる」(樫山和民「藩制確立期の新田開発―仙台藩の場合―」『書陵部紀要』第一九号、一九六七年、二二頁)とされている。「志町志歩之新田」については、「給人によって野谷地を買い上げられた「御買谷

地」(同)に該当するものではないかと思われる。

(19) 前掲註(1)②、二〇一頁。

(20) 前掲註(4)。

(21) 寛文六年法令では冒頭に(前掲註(4))、

一、御検地竿兼而如御定之六尺三寸三百歩壹反、畔免
之外百歩二付拾分宛可為用捨、竿之本末焼印相渡
可申事

一、田畑位付代付如前々之五段相付可被申事

とあり、検地に際しての基準は以前と変わらないことが明
記されている。

(22) 前掲註(4)。

(23) 前掲註(2)。

(24) 前掲註(5)。

(25) 宮手毅「仙台藩寛永検地帳の分析」とくに「屋敷」・
「人頭」概念について―(『岩手史学研究』二三、一九五六
年)。宮手氏は「本地新田」を「本新田」と同一のものと理
解されているが、これは「本地」と「新田」の意に解釈す
るのが適當と思われる。「本地新田」という耕地の種別ではな
いと思われる。「本地新田」という書き方は当史料の他の箇
所にもみられるが、その場合「本地新田共」「本地新田切立
ニよらず」といった使い方をされており、これはそれぞれ
「本地と新田共に」「本地と新田と切立によらず」というよ

うに耕地の種別を並列させた表現である。したがって宮手
氏が先に指摘した一文も「共」は抜けているものの、先の
例に照らせば「本地」ならびに「新田」で望む者は」と解
釈するのが妥当であるように思われる。

(26) 渡辺信夫「給人」地方知行と村に関する一試論―仙台
藩寛永期検地野帳の分析―(『東北文化研究室紀要』第三
集、一九六一年、一二六頁)。

(27) 高倉淳「衰退期における仙台藩農村構造―岩手県西磐
井郡花泉町下油田村の場合―」(平重道先生還暦記念会編
『東北の考古・歴史論集』宝文堂、一九七四年)。高倉氏が
分析に使用された下油田村の検地帳は管見の限り所在不明
であり、原史料の確認ができない。

(28) 岩手県立図書館蔵。

(29) 岩手県立図書館蔵。

(30) 岩手県立図書館蔵。

(31) ③の検地帳末尾には次の記載がみられる。

右引合帳左二

- 一 元禄四年御検地帳巻冊
- 一 同一〇年御検地帳巻冊
- 一 宝永四年御検地帳巻冊
- 一 享保三年御検地帳巻冊

右之通、下黒沢村西方田方起目新田御検地帳、文化一三年新帳、文政八年御付札御改以後、追年願之上高分仕候分、此度新帳を以御改相成、忝人每持高相違無御座候以上

慶応三卯年四月 肝煎 阿部伝右衛門^③
右之通相改相違無御座候以上

同年同月 千葉善右衛門^④

小林良二^⑤

本 市兵衛殿

□ 繁殿

上 □ 殿

まず、③の検地帳がいつの検地帳を参照としているかが明記されている。ここに記載されている四つの年代の検地帳は下黒沢村において全て「起目新田検地帳」が遺存している。(後述の表4参照)

また、検地役人名の記載がみられないことから、検地を実施したのではなく、帳簿上から集計して作成した史料と思われる。あわせてこの当史料が一人毎の持高の確認のために作成されたことが窺える。

(32) ①で引用した名請人と耕地は、下黒沢村の寛文一三年検地帳と延宝九年畑返検地帳において実際に確認できる。

(33) ②で引用した名請人と耕地は、下黒沢村の寛文一三年

新田検地帳と延宝九年新田検地帳において実際に確認できる。

(34) ③で引用した名請人と耕地は、下黒沢村の元禄四年起目新田検地帳において実際に確認できる。引用した以外の箇所では元禄一〇年、享保三年の検地帳も参照されている。これはそれぞれ「起目新田検地帳」を参照したのではないかと思われる。

(35) 渡辺信夫編「仙台藩寛永検地野帳 中」『日本文化研究所研究報告』別巻第一集(東北文化研究室紀要通巻一五集)、一九七四年、六四頁。

(36) 前掲註(5)、八八頁。

(37) 前掲註(5)、一三三頁。

(38) 前掲註(6)、一六頁。

(39) 岩手県立図書館蔵。

(40) 岩手県立図書館蔵。

(41) 表4で延宝九年に実施されている検地については、次のような背景が考えられる。「青山公治家記録」(平重道責任編集『仙台藩史料大成』伊達治家記録九、宝文堂、一九七七年)からこの時期の仙台藩政を概観すると、延宝九年三月一六日に板倉内膳正から田村右京大夫の所替について使者が到来し、天和元年(延宝九年九月二九日改元)一二月二六日に知行割目録が出されている。延宝九年検地は畑

返が六月晦日、新田検地が七月二五日に実施されており、田村右京大夫の領地替えにともなう検地であったと考えられる。

(42) 「寛文一三年四月廿六日 磐井郡西岩井下黒沢村御検地帳」(岩手県立図書館蔵、史料番号一四九八―三)。帳簿により畑返された筆数の違い、若干の言い回しの違いはみられる。

(43) 「新田」の記載は主に検地帳に散見されるものであるが、管見の限り一点の例外として、文化年間に田村一閼藩で作成された村絵図がある。この内、下黒沢村は文化一五年(一八一八)「西岩井下黒沢村絵図」(伊藤玄三監修『絵で見ると古里 一閼郷村絵図』岩手日日新聞社、二〇〇三年)があり、この中で「本地」は一六二貫五三二文、「新田」は二五貫六五三文と記載されている。下黒沢村の場合、「本地」は寛文一三年検地帳、延宝九年畑返検地帳、「新田」は寛文一三年新田検地帳、延宝九年新田検地帳に該当するのではないかと述べた。後掲表6をもとにそれぞれの貫高を算出すると、本地が一三五貫八八〇文、「新田」が二一貫八三二文となり、検地帳に不足冊数があることを考慮すれば、それぞれ近似した値となる。この結果は、「本地」「新田」の分類についての説を補うものと考ええる。

(44) 田村一閼藩成立以後は「起目新田検地帳」の表題が散

見され、仙台藩のような「新田検地帳」の名称はみられない。このことから田村一閼藩では「新田検地帳」に該当する検地帳を何らかの理由により「起目新田検地帳」と呼称したと考えられる。一方、表4の範囲において、仙台藩では「起目新田検地帳」の名称はみられない。検討の余地はあるが、一閼市史編纂委員会編『一閼市史』第七巻資料編Ⅱ(一閼市、一九七七年)に掲載されている「人数改帳」において、田村一閼藩の村では「起目新田」の名称が使われ、仙台藩領の村では「新田」の名称が使われることも、検地帳のこのような意味付けと関係があるのではないかと推測される。

(45) 不足冊数に寛文四年より早い年が記載されている可能性は否定できない。

(46) 平泉町史編纂委員会編『平泉町史』史料編一(平泉町、一九八五年)一六六頁。

(47) 仙台藩における農村支配の概要については、前掲註1を参照した。

(48) 前掲註(26)。

(49) 宗勝領にも寛永検地帳が基礎帳簿として残る村があることから(表2Aの村)、宗勝一閼藩成立に伴い領内総検地を実施した可能性は低いと考える。寛文元年検地も一三年同様、限られた村でのみ実施されたと思われる。

(50) 中尊寺村の寛文元年検地が宗勝によるものであることを述べたがこの村ではこの検地以後、新田検地帳の遺存は確認できるが村の基礎帳簿にあたるような検地は管見の限りみあたらない。中尊寺村は家中および足軽が名請人となるような耕地が少なく、むしろ中尊寺との関係のある村であり、名請人について、宗勝廢藩時に検地を実施する必要性がなかった可能性が考えられる。

(51) 舟岡村については前掲註(6)。また「奉公人前から百姓前への転化は地頭の転封の際容易に行われ」との指摘もみられる(佐々木慶市「近世東北農村の形成と構造―仙台藩農村について―」(伊東信雄監修『東北史の新研究 復刻』万葉堂出版、一九八年。初出は一九五五年。一七九頁)。

(52) 両堰の概要については、『伝え流る、清流 幾星霜』(照井土地改良区、二〇一二年)。

(53) 稲松朋子「磐井川流域における開発の進展と用水路景観」(『例会報告要旨(一二月例会)』『国史学』第二一六号、二〇一五年)。

(54) 前掲註(1)①②。小林清治『伊達騒動と原田甲斐』(吉川弘文館、二〇一五年。初出は一九七〇年)。佐々木潤之助『日本の歴史』一五大名と百姓(中央公論社、二〇〇五年。初版は一九七四年)。

【付記】本稿は東北近世史研究会二〇一五年度春セミナーにて報告した内容を加筆・修正して作成したものである。当セミナーにてご教示いただきました皆様に感謝申し上げます。また、史料閲覧に際して、岩手県立図書館、もりおか歴史文化館にお世話になりました。御礼申し上げます。